

2025年9月29日

週刊水産新聞記事のクリッピングについて

水産新聞社

週刊水産新聞の紙面や記事の切り抜き（当社がPDF形式で提供するものを含む）などをコピーまたはイントラネットを介して関係部署に配布する「クリッピング」を行う場合、株式会社水産新聞社の許諾を得ていただいた上で、配布する紙面・記事などの本数や配布枚数に応じ、当社に情報使用料をお支払いいただきます。

クリッピングのご利用料金は次の通りとなります。

週刊水産新聞（本紙及び電子版） クリッピング料金表

（単位：円、消費税別、1 読者当たり）

利用記事数 配布部数	1～5 本／月	6～30 本／月	31～100 本／月
19 部以内	3,200	5,800	13,000
20～80 部	9,000	15,000	45,000
81 部以上	16,000	25,000	85,000

ご利用を希望される方は、所定の「週刊水産新聞クリッピング申請書」に記載の利用条件をご承諾の上、必要事項をご記入いただき、下記の電子メールアドレスまたはFAX番号までお送り下さい。

電子メールアドレス sapporo@suisan-np.co.jp

FAX番号 011(210)0947

※ご不明な点は、以下の電話番号までご連絡ください。

水産新聞社本社 電話 011 (210) 5073

申請日 年 月 日

週刊水産新聞クリッピング申請書

下記の利用条件を承諾の上、週刊水産新聞のクリッピングについて次の通り申請します。

クリッピング媒体	☐ 週刊水産新聞本紙 ☐ 週刊水産新聞電子版
ご担当者	部署
	役職
	名前
ご連絡先	〒
	電話番号 F A X 番号
	メールアドレス
ご請求先	

契約期間(原則 1 年間)	年 月～ 年 月
月間利用記事本数(予定)	☐ 5 本以内 ☐ 6 ～ 3 0 本 ☐ 3 1 ～ 1 0 0 本
配布枚数の上限	☐ 1 9 部以内 ☐ 2 0 ～ 8 0 部 ☐ 8 1 部以上
配布範囲(部署名)	
配布方法	☐ 複写 ☐ イン트라ネット

〈利用条件〉

① 株式会社水産新聞社（以下、当社）が著作権を有する週刊水産新聞の記事（紙媒体と電子体。当社が PDF 形式で提供するものを含む）は、当社が別途定めるクリッピング料金をお支払いいただき、下記の範囲でご利用が可能です。

・記事は購読者様が所属する組織の同一部署内に限り、複写（コピー）またはイントラネットを介して配布できます。

・記事の改変は禁止します。事前に当社の許可を得ず、記事の第三者への提供はできません。

② 購読者が上記に違反して記事をご利用になった場合、ご利用内容に基づき、記事の使用料や違約金をお支払い頂く場合がございます。

③ クリッピング契約は 1 年ごとの自動延長となります。契約を解除する場合は使用中止の 1 カ月前までに当社までご連絡下さい。契約期間の途中で契約を解除された場合、クリッピング料金の払い戻しはいたしません。

④ クリッピングによって生じたトラブルは、使用者の責任と費用において解決して下さい。

⑤ 当社が使用状況、内容の報告を求めた場合は実態を書面にてご報告下さい。